

関島事務所便り

〒125 - 0041 東京都葛飾区東金町 2-7-13
電話：03-3609-7668
FAX：03-3609-0404
E-mail: sr8sekijima@yahoo.co.jp



2007 年8月号

浮いた年金・消えた年金の見つけ方

1 年見つけると・厚生年金なら年約 3 万～4 万円、国民年金なら約 2 万円

1、こんな人は要注意

(要注意者のチェックリスト)

- ☐ 転職を繰り返した人
- ☐ 勤めた社名を忘れた人
- ☐ 姓名が変わった人
- ☐ 姓名を誤った読まれる人
- ☐ 姓名のフリガナに濁点のある人
- ☐ 生年月日がいくつもある人
- ☐ 年齢を偽って働いたことがある人
- ☐ 離婚歴のある人
- ☐ 奥さんが年上の人

2、請求モレが考えられる人

(チェックリスト)

- ☐ 転職経験者
- ☐ 同一社内で配転・海外勤務のある人
- ☐ 制度間（厚生・共済等）を移っている人
- ☐ 厚生年金基金に加入した人
- ☐ 会社が倒産・合併・社名変更のある人
- ☐ パート・バイト・フリーター経験のある人
- ☐ 身内の会社で働いたことのある人
- ☐ 米軍基地で働いたことのある人

- ☐ 自衛隊に勤めていたことのある人
- ☐ 定時制高校に通っていた人
- ☐ 季節工で働いていた人
- ☐ 学生時代に働いていた人
- ☐ 昭和 34 年以前に農協で働いていた人
- ☐ 戦時中、就労したことのある人
- ☐ 遺族年金を請求していない人
- ☐ 親が子の国民年金保険料を払っていた可能性がある人
- ☐ 本土復帰前に沖縄に住んでいた人
- ☐ 外国に住んでいた人
- ☐ 生活保護を受けていた人
- ☐ 年上奥さんに振替加算がない人
- ☐ 第 3 号被保険者の届出をしていない人
- ☐ 年金はなかったと決め込んでいる人

3、年金履歴書の作成

請求モレ年金をなくす最大のポイントは、自分の年金加入記録の確認を 100% 行うことです。自分で勤め先とその期間・所在地を書き出し（無職または自営業の時は住所）、年金履歴書を作成することです。それを社会保険事務所に持参して年金加入記録の確認を行います。

雇用保険の受給資格期間の延長

10月1日以降離職者から実施

雇用保険法の改正により、失業給付の受給資格期間が変更になります。実施は**この10月1日以降に離職された方が対象**になります。これまで一般被保険者・短時間被保険者の区別がありましたが、この区別がなくなりました。

失業給付を受けるに必要な被保険者期間

(これまで) **6月** ➡ (10月1日以降) **12月**

雇用保険の失業給付を受給するためには、週所定労働時間の長短にかかわらず原則、**離職日以前2年間のうち12月以上(各月の出勤日数は11日以上)の被保険者期間があることが必要**となります。

現在雇用されている会社で被保険者資格を取得した日前1年の期間内に前の会社を離職し、前の会社の離職につき基本手当の支給を受けていない場合、前の会社の被保険者期間は通産されます。

倒産・解雇等により離職された方は、これまでと同様、被保険者期間が6月以上(各月の出勤日数11日以上)あれば支給されます。

失業に伴う基本手当の所定給付日数

①自己都合・定年退職など

被保険者であった期間	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢共通	90日	120日	150日

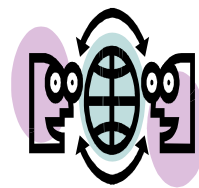
③障害者などの就職困難者

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上65歳未満	150日	360日

②倒産・解雇などにより離職を余儀なくされたとき

被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満			180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		180日	240日	240日	270日
45歳以上60歳未満				270日	330日
60歳以上65歳未満				210日	240日

転職が決まったのに退職願が受理されない…



転職が決まり、会社で退職願を提出したところ、上司は退職を認めてくれません。退職金が支払われるか心配です。一方的に退職して損害賠償を請求されることがあるのでしょうか。

◆原則、意思表示後2週間

会社としては、せっかく一人前に育てたのに勝手に退職されては大損という思いもあるでしょう。また、上司が、自分の評価が悪くなることを恐れ、部下の退職を認めないというケースもあるようです。

民法627条1項は「当事者が雇用の期間を定めなかったときは、各当事者は、いつでも解約の申入れをすることができる。この場合において、雇用は、解約の申入れの日から2週間を経過することによって終了する。」と規定しています。

雇用期間が特に決まっていない場合、原則として、退職の意思表示から2週間経過すれば、法的にはいつでも退職することができます。

ただし、正社員のように月給制の場合、退職の申出が賃金計算期間の前半の場合は賃金計算期間の終了日、賃金計算期間の後半の場合は翌月の賃金計算期間の終了日になります。

◆退職の意思は口頭で伝えてもよい

退職願を受け取ってもらえない場

合は、口頭でも構いません。ただし、後で「言った」「聞いていない」というトラブルを避けるためには、口頭で伝えた内容を文書にして郵便（内容証明、又はコピーを取り原本と割印をして簡易書留・配達証明）で会社宛に送るのが確実です。

もっとも、多くの企業では就業規則で退職の手続きについて定めています。合意退職の場合は退職金を多くしているところもありますので、就業規則に従うのが無難です。法的には問題がなくても、退職金の不払いや必要書類の出し渋りなどのトラブルにつながるケースがあるためです。

◆雇用期間が決められている場合は注意が必要

労働契約によって雇用期間が決まっている場合は注意が必要です。最初から一定期間働く事を約束しているのですから、労働者側の勝手な都合で退職してしまった場合、会社側に損害賠償を求める権利が発生することもあります。



トピックス



●介護職員 40～60 万人増員が必要

厚生労働省は、団塊世代が 65 歳以上に達する 2014 年までに、介護職員らを 40～60 万人増員する必要があるとする推計結果をまとめた。2004 年度時点で介護サービスを受けている高齢者は約 410 万人、介護職員らは約 100 万人いる。

(7 月 23 日)

●離婚件数が 2 カ月連続で増加

5 月の離婚件数は 2 万 3,163 件（前年同月比 4.5%増）となり、2 カ月連続で前年を上回ったことが、厚生労働が発表した 5 月の「人口動態統計」（速報）によりわかった。「年金分割制度」が今年 4 月からスタートしたことによる影響もあるとみられる。

(7 月 24 日)

●大手企業の賞与が過去最高

日本経団連が発表した大手企業（183 社）の今夏の賞与の平均妥結額が 91 万 286 円（前年同期比 3.01%増）となり、1995 年の調査開始以来、初めて 90 万円台を突破したことがわかった。製造業（152 社平均 93 万 876 円）、非製造業（31 社平均 85 万 3,013 円）ともに過去最高を更新した。

(7 月 19 日)

●「地方版第三者委員会」受付開始

年金記録が無いとされた人が記録訂正の審査を求める「年金記録確認地方第三

者委員会」への申立て受付が 7 月 17 日に始まり、初日は 382 件（国民年金 195 件、厚生年金 187 件）の申立てがあったことがわかった。申立ては全国 309 の社会保険事務所で受け付けられ、全国 50 カ所に設置された地方第三者委員会に送付され、審査される。

(7 月 18 日)

●企業数・事業所数が約 6%減少

総務省が 2006 年の「事業所・企業統計調査（速報）」を発表し、全国の企業数は 151 万 6,000 社、事業所数は 591 万 1,000 カ所となり、前回調査（2001 年）からそれぞれ 6.3%、6.9%ずつ減少したことがわかった。事業所数が 600 万カ所を下回ったのは 31 年ぶりで、M&A や効率化による統廃合等が影響したとみられる。また、新会社法で株式会社の設立が容易になったことを反映し、法人事業所数（295 万 5,000 カ所）が個人経営事業所数（273 万 5,000 カ所）を初めて上回った。

(7 月 14 日)

●男性 79 歳、女性 85.81 歳

厚生労働省が 26 日発表した 2006 年簡易生命表によると、日本人の平均寿命（ゼロ歳の平均余命）は男性 79.00 歳、女性 85.81 歳で、前年の年齢を男性は 0.44 歳、女性は 0.29 歳上回った。男女の平均寿命の差は 6.81 歳で、前年より 0.15 歳縮小している。